

幼稚園就園奨励費補助金について

保護者のみなさまへ

美濃市教育委員会
学校教育課

美濃市では、幼稚園教育の振興を促進し、私立幼稚園に通う保護者の経済的負担を軽減するために入園料および保育料の一部を助成します。そのために別紙の保育料等減免措置に関する調書を提出ください。

対象となる方は、美濃市内に住んでいて、私立幼稚園に就園する満3・3・4・5歳児の保護者で、平成29年度の市民税について、下記の区分に該当する方です。

課税額の算定については、父母及びそれ以外の扶養義務者(家計の主宰者である場合に限る。)のすべての者所得割課税額の合計額とします。

なお、小学校1～3年生の兄・姉を有する世帯については、基準表2を適用、第2・3子扱いとし、保護者の負担を少しでも少なくするよう努めています。

対象者基準表 1

区 分		補 助 限 度 額 (年額)		
		1人就園の場合及び同一世帯から2人以上就園している場合最年長者 (第1子)	同一世帯から2人以上就園している場合の次年長者 (第2子)	同一世帯から3人以上就園している場合の左以外の園児 (第3子以降)
I	生活保護法の規定による保護を受けている世帯	308,000円	308,000円	308,000円
II	平成29年度の市民税が非課税となる世帯	年額 272,000円	308,000円	
	平成29年度の市民税の所得割が非課税となる世帯(均等割のみ)			
★ 1 III	平成29年度の市民税の所得割課税の額が77,100円以下の世帯	年額 139,200円	223,000円	308,000円
★ 2 IV	平成29年度の市民税の所得割課税の額が211,200円以下の世帯	年額 62,200円	185,000円	308,000円
上記区分以外の世帯		—	154,000	308,000円

- 注 1. 上記の市民税の所得割課税額(補助基準額)は夫婦(片働き)と16歳未満の子ども2人の世帯の場合の金額であるため、それ以外の世帯は、金額が変更になります。
2. 補助の対象額は支払われた入園料、保育料の合計額とする。
 3. 世帯構成員中2人以上に所得がある場合は所得割課税額の合計額とする。
 4. 中途入・退園等による補助額は、上記の月割りした額とする。
 5. 実際の支払額が限度額を下回る場合は、当該支払額を限度とする。
 6. 市民税の所得割課税額については、住宅借入金等特別税額控除前の所得割課税額を用いて、所得階層区分を決定する。

対象者基準表 2

区 分	補助限度額 (年額)	
	小学校1～3年生の兄・姉を一人有しており、就園している場合の最年長者 (第2子)	小学校1～3年生の兄・姉を一人有しており、同一世帯から2人以上就園している場合の左以外の園児及び小学校1～3年生に兄・姉を2人以上有している園児 (第3子以降)
I 生活保護法の規定による保護を受けている世帯	年額 308,000円	308,000円
II 平成29年度の市民税が非課税となる世帯 平成29年度の市民税の所得割が非課税となる世帯(均等割のみ)	年額 308,000円	308,000円
III 平成29年度の市民税の所得割課税の額が77,100円以下の世帯	年額223,000円	308,000円
IV 平成29年度の市民税の所得割課税の額が211,200円以下の世帯	年額 185,000円	308,000円
上記区分以外の世帯	年額154,000円	308,000円

○ 階層区分ごとの多子軽減の適用条件

多子軽減の適用に関しては、第Ⅲ階層(市町村民税所得割額77,100円以下の世帯)以下の世帯については、多子計算に係る年齢制限を撤廃、第Ⅳ階層(市町村民税所得割額77,101円以上の世帯)以上の世帯については、従前のおり小学校3年生までの兄・姉の数に応じて、多子世帯の負担軽減を図る。多子計算に係る兄・姉については、生計を一にする者に限る。

○ ひとり親世帯等の特例

ひとり親世帯等、在宅障害児(者)のいる世帯、そのほかの世帯(生活保護法に定める要保護者等困窮していると市町村の長が認めた世帯)の子ども(以下、「ひとり親世帯等」という)の補助限度額については、以下のとおりである。

区 分	補助限度額 (年額)		
	1人就園の場合及び同一世帯から2人以上就園している場合最年長者 (第1子)	同一世帯から2人以上就園している場合の次年長者 (第2子)	同一世帯から3人以上就園している場合の左以外の園児 (第3子以降)
I 平成29年度の市民税が非課税となる世帯 平成29年度の市民税の所得割が非課税となる世帯(均等割のみ)	年額 308,000円	308,000円	308,000円
II 平成29年度の市民税の所得割課税の額が77,100円以下の世帯	年額272,000円	308,000円	308,000円

- 注 1. 上記の市民税の所得割課税額(補助基準額)は夫婦(片働き)と16歳未満の子ども2人の世帯の場合の金額であるため、それ以外の世帯は、金額が変更になります。
2. 補助の対象額は支払われた入園料、保育料の合計額とする。
3. 世帯構成員中2人以上に所得がある場合は所得割課税額の合計額とする。
4. 中途入・退園等による補助額は、上記の月割りした額とする。
5. 実際の支払額が限度額を下回る場合は、当該支払額を限度とする。
6. 市民税の所得割課税額については、住宅借入金等特別税額控除前の所得割課税額を用いて所得階層区分を決定する。

なお、ご不明な点がございましたら美濃市教育委員会学校教育課(Tel.0575-35-2711)までお願いします。

※また、この補助金については、国からの補助金も含まれております。